基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

- 県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的かつ計 画的に中小企業・小規模企業振興施策を推進するための 基本指針
- 現行の「山梨県中小企業・小規模企業振興計画(H28) ~R1年度) | の検証を行うとともに、関係法令の改正、 本県における新たな課題や中小企業に係る振興施策を取 り巻く環境変化を踏まえ、総合的かつ計画的に施策を 展開するために改定

〔2. 計画の位置づけ

- 山梨県中小企業・小規模企業振興条例の第17条に基づく 「中小企業・小規模企業振興計画」
- 新たな総合計画(R1~R4年度)における基本的な考え方 や政策推進の基本的方向性を踏まえ、中小企業振興を図る

3. 計画の期間

■ 令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間

2 現状分析と課題

1. 中小企業等を取り巻く環境

- ①米中の貿易摩擦など、不透明の度合いが増す世界経済
- ②急速な人口減少・少子化・高齢化
- ③全国的な人手不足により雇用確保が困難
- 4)経営者の高齢化に伴う世代交代
- ⑤IoT、AI、自動運転など "Society5.0" への社会変革
- ⑥インバウンド、オープン・イノベーション需要の獲得
- ⑦地震だけではなく、台風、豪雨による風水害が頻発
- ⑧中部横断自動車道の全線開通、2027(令和9年)には品 川・名古屋間での開業が予定されているリニア中央新幹線
- ⑨新たな道路・交通インフラの整備により、国内有数の人・ モノ・情報の交流拠点へ

(2. 中小企業振興上の課題

- (1) 人手不足、働き方改革
- (2) 経営者の高齢化に伴う事業承継、廃業
- (3) 第4次産業革命を受け、IoT等を活用した生産性向上
- (4) "外貨(海外需要を含む。)"を稼ぐ力の強化
- (5) 防災·減災対策(中小企業強靱化法)
- (6) 起業や経営の下支えとなる事業環境の不足
- (7) オープン・イノベーション等の連携ニーズ

3 計画の方向性

現在策定中の総合計画における

- ◎ 目指すべき本県の姿 『県民一人ひとりが 豊かさを実感できる やまなし』
- ◎ 2040年の山梨県の将来像 (産業関係抜粋) 『価値を生み出す(産業)』 『多様性が強みとなる共生社会』
- ◎ 基本理念実現のための政策体系 『戦略1 攻めの「やまなし」成長戦略』
 - やまなしを牽引する産業の育成
 - ・地場産業や経済を循環させる産業の強化 『戦略2 次世代「やまなし」投資戦略』
 - ・産業を支える人材の育成・確保 『戦略3 活躍「やまなし」促進戦略』
 - ・誰もが個性や能力を発揮できる環境の整備
 - 地域へのひと流れの強化。



(イメージ)

- ◆やまなしの産業を支える中小企業を 未来へつなぐ
- ◆未来へ前進する中小企業を全力でサポート
- ◆日本の未来を切り拓くやまなしの中小企業 づくり (を応援)
- ◆次の100年へ(伴走) やまなしの中小企業とともに
- ◆働きやすく、ビジネスが拡がるやまなし

4 基本的施策・具体的な施策

1. 基本的施策

2. 具体的施策(例)

1	新商品・新役務の開発の促進 (第9条)	・オープンイノベーション(ビッグデータの活用を含む。)を加速し、Society5.0に対応できる新商品・新役務の開発の促進 ・消費者や取引先のニーズに即した新商品・新サービスの開発や生産・提供などに対応できるよう経営基盤の強化を促進
2	新たな市場の開拓の促進 (第10条)	・中小企業の販路開拓、販路拡大を支援 ・海外のニーズや市場に対応した事業展開、市場開 拓を支援
3	新たな事業分野の開拓の促進 (第11条)	・メディカル・デバイス・コリドーを創設し、今後、成長や売り上げの向上が見込まれる医療機器等の分野への事業展開を促進 ・燃料電池の本格的な普及など新分野、新事業にチャレンジする中小企業を支援 ・本県における新たな産業の芽を伸ばしていく
4	事業承継の円滑化(第12条)	・経営者・従業員の高齢化、後継者不在・不足等に 直面する中小企業・小規模企業の事業の継続を きめ細かく支援 ・有用な経営資源の散逸を防ぎ、企業や地域社会の 持続的発展に結びつける
5	起業・創業の促進(第13条)	・起業・創業に必要な環境の整備 ・人材育成、資金調達、各種相談への対応 ・意欲のある女性や若者、シニアの積極的な創業を 支援 ・スタートアップ・フレンドリーやまなしを実現し、 ネットワークの構築など創業から安定経営に至る 様々なサポートを総合的に実施
6	人材の育成及び確保 (第14条)	・女性・若者・高齢者・障害者・外国人の就職支援 ・多様な働き方を選択できる雇用環境整備を促進 ・研究開発などを担う産業人材の育成・確保 ・技術・技能の習得・継承による後継者育成 ・教育機関と連携し学生等への中小企業の魅力発信
7	地場産業等の振興(第15条)	・「ワイン県」宣言したワイン、ジュエリー、織物、 日本酒、印章などの地場産業の振興 ・地域資源を活用した6次産業化の促進
8	中小企業・小規模企業の 持続的な発展 (第16条)	・県は市町村、商工団体など関係機関とのパートナーシップをさらに強化・新設した(公財)やまなし産業支援機構の富士・東部サテライトオフィスなども核としたきめ細かな伴走型支援

《参考》改定のスケジュール

令和元年10月28日 第2回 中小企業・小規 模企業振興会議

検討



令和元年12月25日 第3回 中小企業·小規 模企業振興会議



令和2年2~3月の間 パブリックコメント



令和2年3月末 中小企業振興計画改定

改定に向けた基本事項を 素案の取りまとめ